

令和6年2月1日(木)から 建設リサイクル法に基づく**道路等での土木工事** の届出・通知も**電子申請**できるようになりました

—東京共同電子申請・届出サービスより電子申請が行えます—

- ① [東京共同電子申請・届出サービス](https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/index.html) (https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/index.html)へログイン
※初めてこのサービスを利用する場合、事前に「申請者 ID 登録」が必要です。
- ② 届出内容を入力・添付データを登録
- ③ 区が入力内容を確認後、受領証と届出済みシールのデータが発行されます。
- ④ 届出済みシールを印刷し、現場に掲示してください。



◆最新の情報は、世田谷区ホームページをご覧ください

世田谷区 HP 検索窓にこちらの番号を入力→検索をクリック

 

【ご注意ください】

- 1 東京都知事あての申請は東京都の受付システムから行ってください。
※東京都知事所管となる工事（東京都知事あてに提出）
 - ・延べ床面積が1万平方メートルを超える建築物の工事
 - ・延べ床面積が1万平方メートルを超える建築物がある敷地内での工事
- 2 届出は、窓口と同様に工事着手日の7日前までに行う必要があります。
閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）または**16時～翌日9時まで**に電子申請を行う場合は、**翌開庁日が受付日**となります。
届出に不備がある場合、修正が完了するまで受理できません。修正の受付が工事着手日の7日前までに完了するよう、期日に余裕をもって申請してください。
- 3 届出書に添付する別表1～3は、世田谷区の様式を使用してください。
上記世田谷区ホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ先

- 当手続きの内容について【受付時間：9時00分から16時00分（土日祝、年末年始を除く）】
世田谷区 防災街づくり担当部 建築安全課 建築安全担当（二子玉川分庁舎 A23 窓口）
TEL：03-6432-7180 FAX：03-6432-7987
※道路等での土木工事の場合は下記へお願いします
世田谷区 土木部 土木計画調整課 占用担当（二子玉川分庁舎 B32 窓口）
TEL：03-6432-7960 FAX：03-6432-7993

- 電子申請の操作方法について【受付時間：8時30分から18時00分（土日祝、年末年始を除く）】
電子申請サービスヘルプデスク TEL：0120-03-0664